

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
38	<p>III. 公共調達に関する全体的結果及び意見</p> <p>5. 備品購入費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園におけるウェブサイトを活用した予定価格の積算と見積への査定について <p>検証の対象とした35,000円の備品購入については、上記のように見積書は1者からしか入手しておらず、当該見積をもって価格査定基準となる予定価格とされているので、購入前に十分な価格査定が行われたかどうかは不明である。実売価額との比較結果を見る限り、35,000円という金額が必ずしも価格有利を示すものとも判定できない。</p> <p>では簡便な手続きで実質的な価格査定を行うにはどうすればよいか。昨今インターネットにより様々なウェブサイト参照して容易に市場価格が入手できることから、インターネットによる検索結果を参考として予定価格を積算し、それと見積書とを比較対照して価格交渉を行う、という方法を1者見積もり及び見積書徴取省略の場合（予定価格20万円未満）の標準にすべきである。学校園による購買においては、このような標準化を実施した上で、35,000円、50,000円、100,000円という5千円単位を1件価格とすることが実効的な値引きに繋がっていることを客観化・可視化することが必要である。合わせて値引相当額を明示した見積書の入手を要件とすべきである。</p>	教育総務課	措置済	<p>各学校に対し、予算の執行に際し経済比較のもと十分な価格査定を行い、限られた予算を効率よく執行するとともに、客観性と透明性を図るよう平成27年度学校予算執行に係る予算説明会で指示をしました。また、平成27年度から指示事項の実施状況を把握するために、各学校から備品購入計画書の提出を求め、その上で、同等品や同種分野の品目について、まとめて購入できるものは契約課に依頼し見積り合わせや入札を行い一括購入しています。さらに、教育機関が購入できる5万円以上20万円未満の物品の購入に際し、高額である場合は、購入価格の問合せや見積書を業者に提出させる等、価格査定を行い購入するよう改めました。</p>	令和4年3月31日現在
46	<p>III. 公共調達に関する全体的結果及び意見</p> <p>7. デジタルカメラ等の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約分割による見積徴取の回避について <p>上表のとおり公園緑地課、下水道維持課、教育総務課及び教育支援課においては、同一予算を財源として同一日ないし1か月以内にデジタルカメラを複数回の支出負担行為により発注しているものがあつた。</p> <p>奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており、上記は全て見積書の徴取は行われず購入されていた。</p> <p>しかし上記のように発注が分割されているのは見積徴取を回避するためと考えられる。不適切な分割発注は行わず、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。</p>	教育総務課 教育支援・相談課	措置済	<p>平成27年7月3日付け奈会契指第144号に則し、教育活動等での購入使用に関し、学校で保有している数量、その内で実際に使用が可能な数量、今後の活動に必要な数量等の情報を記した購入理由書を徴取し、当該購入の妥当性を勘案して購入を許可するよう改めました。また、30,000円未満であっても備品として管理し、その管理を徹底するよう指示をしています。</p>	令和4年3月31日現在

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
153	<p>IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 13. 教育委員会 (1) 教育総務課 ・ 随意契約理由の不記載について（地域で決める学校予算事業委託） 地域で決める学校予算事業では市が各中学校区地域教育協議会と随意契約を締結している。当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが随意契約の理由書は作成されておらず、他の起案等でも随意契約の理由を確認できる文書は残されていなかった。市の担当者に質問したところ、中学校区地域教育協議会はこの事業を実施することを目的として設置された団体であり、事業の性質から、中学校区地域教育協議会以外では適切かつ円滑に業務をなしえないとの説明があった。 随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外であるため、契約事務の公平性及び透明性を確保する観点から、市は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。</p>	地域教育課	措置済	<p>平成27年度から、地域で決める学校予算事業の実施起案において、当該委託契約が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約である理由を説明する文章を加えました。 【平成28年3月29日付奈教総第668号にて措置済を報告】</p>	平成27年9月30日現在